

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成30年度 第1回東村山市ホテル等建築適正化審議会				
開催日時	平成30年11月2日(金)午後3時00分～4時15分				
開催場所	東村山市市民センター2階 第6会議室				
出席者 及び欠席者	出席者: (委員) 三上豊会長、金子哲男委員、小林正隆委員、西脇良和委員、 福田洋之委員、田中めぐみ委員 (市事務局) 渡部尚市長、粕谷まちづくり部長、山下まちづくり部次長、 炭山都市計画課長、立河都市計画課長補佐、 松井都市計画課開発指導係長、新妻都市計画課開発指導係 主事 欠席者: 曾我部多美委員、野村高章委員				
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可 の場合は その理由		傍聴者数	0名
会議次第	1. 開会 ・会長の選出、挨拶 ・会長職務代理の指名、挨拶 ・会議の公開について ・市長挨拶 2. 諮問 ・(仮称)久米川ホテルの建築についての同意 3. その他 4. 閉会				
問い合わせ先	担当部課	まちづくり部	都市計画課	開発指導係	
	担当者名	松井、新妻			
	電話番号	(042)393-5111 (内線 2714)			
	FAX番号	(042)393-6846			
	e-mail	toshikeikaku@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp			
会 議 経 過					
1. 開会 《都市計画課長》 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第1回東村山市ホテル等建築適正化審議会を始めさせていただきます。 本日は、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 本会の進行を務めさせていただきます、都市計画課の炭山でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。					

○ホテル審議会委員自己紹介

《都市計画課長》

まずはじめに、久しぶりの開催ということで、委員の皆様にご自己紹介をさせていただきます。

名簿の順にお一人ずつお願いできればと思います。では、三上委員よりお願いいたします。

－ 順に自己紹介 －

《都市計画課長》

ありがとうございました。

委員の皆様のご任期は、「東村山市ホテル等建築の適正化に関する条例」第11条第4項に基づき、「平成31年11月30日まで」となっております。

また、任期中は、ホテル等の建築に関する各事項につきまして、ご指導を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○会議成立の報告

《都市計画課長》

続きまして、会議の成立についてご報告をさせていただきます。

本日の出席委員でございますが、全8名中6名で、1/2以上の出席となっておりますので、「東村山市ホテル等建築適正化審議会規則」の規定を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日の欠席委員は東村山市立回田小学校長・曾我部 多美(そがべ たみ)委員、東村山市旅館業代表、久米川ウイングホテル代表取締役・野村 高章(のむら たかあき)委員でございます。

○会長の選出

《都市計画課長》

それでは、会長の選出に進みます。

会長の選出は、ホテル等建築適正化審議会規則第2条第1項に基づき、委員のうちから、互選により選出することとなっております。

互選の方法として、立候補もしくは推薦を考えておりますが、いかがでしょうか。

－ 「異議なし」の声あり －

それでは、立候補もしくはご推薦いただける方は、いらっしゃいますでしょうか。

《A 委員》

都市計画審議会でも会長を務めておられる、三上委員を推薦します。

《都市計画課長》

ただ今、三上委員との推薦がありました。

三上委員、いかがでしょうか。

《三上委員》

非常に大役ですが、皆様にご協力いただければと思います。承諾いたします。

《都市計画課長》

ありがとうございます。三上委員に承諾をいただきましたので、当審議会の会長を三上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議はございますか。

－ 「異議なし」の声あり －

《都市計画課長》

それでは、三上委員をホテル等建築適正化審議会会長といたします。よろしくお願いいたします。

三上委員には、正面の会長席に移動をお願いいたします。

－ 会長、席移動 －

《都市計画課長》

それでは、ただ今ご就任いただきました、三上会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

《会長》

只今、ホテル等建築適正化審議会会長に就任いたしました三上と申します。何分不慣れですが、皆様にご協力いただきながら進めていければと思います。今回の案件は久米川駅でのビジネスホテルの建築ということですが、東村山駅や秋津駅の方にはホテルがございませんので、今後の観光振興等を考えますとそちら方にもこういったホテルが建っていくと望ましいですが、今回は栄町でのホテルの建築ということで、より良い住環境や都市環境を形成していくため、皆様に慎重にご審議いただくようお願いして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○職務代理の指名

《都市計画課長》

ありがとうございます。続きまして、職務代理の指名に進みます。職務代理は、ホテル等建築適正化審議会規則第2条第3項により、会長の指名する委員となっています。会長からのご指名をお願いいたします。

《会長》

職務代理については、博識で弁護士として知見の広い金子委員に是非お願いしたく、指名いたします。

《金子委員》

承諾いたします。よろしくお願いいたします。

《都市計画課長》

ありがとうございます。金子委員にも承諾をいただきました。

ホテル等建築適正化審議会会長職務代理を金子委員といたします。

それでは、ただ今ご就任いただきました、金子職務代理より一言ご挨拶をお願いいたします。

《職務代理》

三上会長を補佐し、この会議がスムーズに、かつ実りあるものになるように努力をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

《都市計画課長》

ありがとうございました。

これより、会議の進行は、三上会長にお願いしたいと思います。

それでは三上会長、よろしくお願いいたします。

○資料の確認

《会長》

本日の審議会開催にあたり、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

《都市計画課長》

はい。確認いたします。

－ 以下の資料を確認する。 －

本日の諮問事項に関する資料として、事前に以下のものを配布しております。

【事前配付】

- 資料 1. 東村山市ホテル等建築の適正化に関する条例
- 資料 2. 東村山市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則
- 資料 3. 東村山市ホテル等建築適正化審議会規則
- 資料 4. 委員名簿
- 資料 5. 東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針
- 資料 6. (仮称)久米川ホテル(資料)

皆様お持ちでしょうか。本日もご用意しておりますので、不足しているものがございましたらお申し付けください。

本日、配付させていただいた資料でございますが、

【当日配付】

- 次第
- 資料 7. チェックシート、補足資料

をお配りしております。これらについては微修正をした箇所がありますので、再度配布をしております。事前にお配りしているものがございましたら差し替えをいたしますので、事務局にお渡しください。

配布漏れはございませんでしょうか。

以上で事務局から資料確認を終わります。

○傍聴に関する定めについて

《会長》

開会に際して、会議の進め方について報告願います。

《都市計画課長》

はい。

では皆様、「資料 5. 東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。

市では、市政への市民参加を推進し、市政の透明性、公平性を更に向上させるため、議事録の作成など、庁内の一定のルールに沿って会議を実施しております。なお、本審議会においても、議事録の作成のためボイスレコーダーを使用しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

開会に際しまして、「会議の公開」についてご意見を伺います。

当審議会を公開とするか、非公開とするか、また会議録の作成形式、具体的には発言委員の氏名を掲載するかどうかについてご審議願います。

なお、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針に定められた原則に基づき、本審議会も原則公開とすべきと考えており、今回の対象案件の事業主からも了解が得られております。

また、会議録については、委員の皆様のプライバシー保護の観点、また当課が事務局を務めております各審議会においてもお名前を伏せておりますことから、当審議会におきましても、発言委員の氏名を伏せる形で会議録を作成するべきと考えております。

《会長》

ありがとうございます。只今「会議の公開に関する指針」に基づき公開としてはどうかとの説明がありました。また発言委員の氏名を伏せる形で会議録を作成してはどうかとの提案がありましたが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

《会長》

ありがとうございます。では、公開とし、会議録については、発言委員の氏名を伏せる形で作成していただくということで決定したいと思います。

《都市計画課長》

ありがとうございます。では公開するに当たり、会議の公開に関する指針第5、「公開の方法等」について取り決める「傍聴に関する定め」を決定できればと思います。市のひな型に沿った形で案を作成しております。これからお配りいたしますので、ご覧下さい。

— 「傍聴に関する定め(案)」配布 —

《都市計画課長》

傍聴の定員は10人、希望者が10人を超えた場合は先着順とし、会場の入り口にてご記名のうえ入室していただく形式としております。また会場内での撮影などを禁ずる文言を入れております。このように、市のひな型に沿った形で作成しております。

《会長》

ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。

とくにご意見は無いようですので、案のとおり決定したいと思います。ご異議ございますか。

－ 「異議なし」の声あり －

《会長》

ありがとうございます。では案のとおり決定いたします。

《都市計画課長》

ご審議ありがとうございました。会議の公開についてお決めいただく事項は以上です。

○傍聴者の確認

《会長》

事務局に確認します。本日の審議会に傍聴希望者はいますか。

《都市計画課長》

本日の審議会への傍聴希望者はおりません。

《会長》

それでは、次第に沿って議事を進めます。

○市長挨拶

《会長》

平成30年度第1回東村山市ホテル等建築適正化審議会の開会にあたり、渡部市長よりご挨拶願います。

《市長》

改めまして、皆様こんにちは。本日は平成30年度第1回東村山市ホテル等建築適正化審議会に、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。只今会長並びに会長職務代理を選出いただきました。当審議会につきましては、今回の開催が26年ぶりということで、頻繁に開催される審議会ではないのですが、引き続き皆様にはご指導・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

当審議会は平成元年に制定されております「東村山市ホテル等建築の適正化に関する条例」に基づき設置をされているものでございます。先ほど開会前に、条例制定当時市議会議員をお務めいただいておりました金子委員よりご発言がありましたが、当時、風営法に該当するいわゆるラブホテルが市内に建築された際に様々な議論がありまして、今後、こうした、特にいわゆるラブホテル等の市内での設置があった場合に、正常な風俗環境を保持し良好な都市環境を形成するために、ホテル等の建築の適正化に関し必要な事項を定めるということで条例が制定され、当審議会が設

けられたというものでございます。ホテルの設置が無い限り審議会が開催されないということで、先ほど申し上げました通り四半世紀に渡り開催がございませんでした。最後にご審議いただいたのが、久米川駅南口のホテルメッツさんということになります。現在市内にホテル等、旅館業法に基づく施設は11か所あるそうで、その内、風営法に該当するいわゆるラブホテルが5か所というような状況です。基本的にはホテル等については旅館業法、ラブホテルについてはそれにプラスして風営法、また建築物ですので都市計画法や建築基準法等の法令に合致していれば許可されるのですが、市としてはさらに、周辺地域にご配慮いただくように上乗せで条例を定めているところでございます。そのあたりにつきまして、皆様にはそれぞれの立場からホテルの建築計画について、ご審議をいただき、法律や条例に適合しているかどうかのご判断をいただくというのがこの審議会でお願する事項でございます。

先ほど申し上げましたホテルメッツと同じエリアの栄町2丁目に新たに建築されるホテルについてご審議をいただくこととなります。2020年東京オリンピック・パラリンピックにむけて都心部の宿泊施設だけでは足りないと言われており、今後も引き続き、東村山含めた多摩地域で中小のホテルの設置が予想される次第です。先ほど会長からもありました通り、市内の一般的なホテルはほとんどが久米川駅周辺に集中しています。これからの市の観光の活性化ということを考えると、東村山駅周辺や秋津駅・新秋津駅周辺にバランス良く配置されることが望ましく、また市内にご宿泊いただき市内を観光していただくことが市内の活性化につながると考えておりますが、やはり無秩序に宿泊施設が立ち並びますと、防災面や子供たちの教育面での影響もあろうかと思いますので、住宅都市としての街並みと調和のとれた形で宿泊施設が建築されることを望んでいるところです。それを踏まえ、今後ご指導のほどよろしくお願い申し上げて私からの挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○職員紹介

《会長》

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員の紹介をお願いいたします。

《まちづくり部長》

それでは、東村山市ホテル等建築適正化審議会を所管する、まちづくり部職員を紹介させていただきます。

(部長から順に自己紹介)

粕谷 まちづくり部長

山下 まちづくり部次長

炭山 都市計画課長

立河 都市計画課長補佐

松井 都市計画課開発指導係長

新妻 都市計画課開発指導係主事

以上、よろしくお願いたします。

2. 諮問

《会長》

次第「2. 諮問」に進みます。事務局より説明をお願いします。

《都市計画課長》

それでは、事前にお配りしております、資料 6. (仮称)久米川ホテル(資料)をご用意下さい。「(仮称)久米川ホテル新築工事 ホテル等建築申請書添付図面」という表紙の資料です。

本日、諮問いたします案件でございますが、「(仮称)久米川ホテルの建築についての同意」でございます。

後ほど、あらためて内容の説明をさせていただき、ご審議の後に答申をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の案件について、市長より諮問させていただきます。

市長、会長、よろしく願いいたします。

－ 市長、諮問文を読み上げ、会長に手渡す。 －

市長、会長、お戻り下さい。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

《会長》

それでは、案件の「(仮称)久米川ホテルの建築についての同意」について、事務局より、説明をお願い致します。

《都市計画課長》

はい。それでは資料に基づき、担当係長よりご説明させていただきます。

《都市計画課開発指導係長》

まずは、当審議会においてご審議いただく内容について確認いたします。

「東村山市ホテル等建築の適正化に関する条例」では、清浄な風俗環境を保持し、良好な都市環境を形成するため、東村山市内でホテル等を建築する際には市長の同意を要することとしております。その同意の可否を決定するために開催されるのが、この「東村山市ホテル等建築適正化審議会」でございます。

この審議会では、建築されるホテル等が周辺の風俗環境及び都市環境を阻害しないよう、十分配慮されているかを、条例の第4条の基準をもとに審議していただきます。なお、この条例、特に第4条は、いわゆるラブホテル等の、風営法に該当する建築物の建築に対し、市の姿勢を示したものとなっております。

はじめに事業内容を説明いたします。

チェックシート裏面をご覧ください。

事業名称 仮称 久米川ホテル

事業場所 東村山市栄町 2 丁目 30 番 33,37,38

事業主 JA マネジメント株式会社 代表取締役 李 雅倫

土地所有者 香港 ROAD DEVELOPMENT COMPANY LIMITED
代表取締役 同じく李 雅倫氏です

相談者(設計者) イデア建築デザイン事務所

事業面積 155.55 m²

建築面積 117.00 m²

延べ面積 464.23 m²
高さ 14.1m 5階建て
業種形態 ビジネスホテル

市条例の第4条ホテル等の基準についてご説明申し上げます。
チェックシートと資料6のホテルの図面を一緒にご覧ください。
チェック項目は10項目あります。その中で3番と7番は、玄関・フロント帳場という
ことで、まとめさせていただきます。

まず条例第4条(1)玄関でございます。
立面図をご覧ください。

今回の玄関は南西立面図を見ますと、一階厨房と食堂に当たる部分はガラス張り
となり、また、玄関扉もガラス戸であることから、外部から内部を見通すことができ
ると考えられます。このことから、チェックシートでは「適」としております。

続いて条例第4条(2)ロビーでございます。

一階平面図をご覧ください。ロビーは、玄関に近接し、フロント前に設置してありま
す。食堂とフロントが一体となっておりますが、38.49 m²を確保しております。このこ
とから、「適」としております。

続いて条例第4条(3)及び条例第4条(7)フロント及び帳場です。

ロビーと一体でフロントが設置してあり、客室へはここを通過しないといけない構造
になっております。なお、受付台も規則で定めている数値規制を守っております。この
ことから、「適」としております。

続いて条例第4条(4)食堂、レストラン又は喫茶室でございます。

食堂は厨房とロビーと一体型ですが、38.49 m²を確保しております。

続いて条例第4条(5)応接、会議、宴会その他催物等各種集会の用に供すること
ができる施設です。

こちらにつきましては、ホテル4階に集会場がございます。27.71 m²であり、規則第
2条(3)で示しております施設の要件となる床面積 30.00 m²以上には 3.0 m²ほど足り
ません。

しかし、条例第4条のただし書きに、「市長が前条の規定に反する恐れがないと特
に認める場合に限り本項各号の一部又は第2項の規定を適用しないことができる。」
とあります。

「市長が前条の規定に反する恐れがないと特に認める場合」とは、「東村山市ホテ
ル等建築の適正化に関する条例に基づく許可の審査基準」の文中に、風俗営業等
の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第3条第1項第2号ロで定める施
設に該当せず、同第3項第2号イで定める設備の設置がない場合で、次の各号に定
める場合としており、風営法の規定に該当しない場合に限り、敷地規模等を勘案し緩
和を認めることができるという内容となっております。風営法で定める建築物は具体
的にはチェックシート補足資料の通りとなっております。今回の建築物はこの風営法
の規定に該当する建築物のようにはなっていないと判断できます。そのため、敷地規
模等を勘案し緩和を認めることで、この項目は「適」としております。

続いて条例第4条(6)便所及び洗面所です。
便所及び洗面所は、ロビーに面して1階の奥、右手側に設置してありますので、「適」としております。

続いて条例第4条(8)客室数です。
客室数は、全客室の1/3以上の一人用客室を有することとなっておりますが、17室中7室が一人用の客室のため、1/3以上の設置がございます。このことから、「適」としております。

続いて条例第4条(9)内装及び照明、装飾等です。
資料の内装をご覧ください。
内装はベージュや茶色を基調とした落ち着いたイメージのものになっておりますので、清楚なものであると認められると思います。このことから、「適」としております。

続いて条例第4条(10)形態・意匠・色調等です。
資料の外装をご覧ください。
外装は黒を基調とした落ち着いたものであり、看板も派手な色づかいではなく、周辺の地域環境と調和されていると考えます。よって、「適」としております。

以上のことから、本案件は、清浄な風俗環境及び良好な都市環境の形成を阻害しないよう十分配慮されていると判断できます。よって、事務局としては本建築に同意できると考えます。

《会長》

ありがとうございました。ただ今、説明のありました、「(仮称)久米川ホテルの建築についての同意」に対するご意見やご質問があるかたはいらっしゃいますか。

《B 委員》

チェックシートとチェックシート補足資料、条例第4条との関係性について再度確認させていただければと思います。

《都市計画課開発指導係長》

本条例は良好な都市環境を形成するというのが本旨であり、ラブホテルを除外するというのが目的です。チェックシート補足資料にはラブホテルに該当する条件となる施設、設備が例示されており、これらに該当しない、即ちラブホテルに該当しない一般的なホテルであれば、条例第4条の「ただし、市長が前条の規定に反するおそれがないと特に認める場合に限り、本項各号の一部又は第2項の規定を適用しないことができる。」ということで、適応除外をすることができるとしてあります。これは条例の「審査基準」に定められており、それに従い、今回の敷地規模等を勘案し、認めることとしております。

《都市計画課長》

チェックシート補足資料に記載されている施設、及び設備共に該当している場合は、いわゆるラブホテルとみなされることとなります。したがって、記載の要件に該当しない場合には条例第4条のただし書きを適応できるとしてあります。

《B 委員》

そうすると、各種集会場という部分について、3 m²ほど規定の面積に足りていないという理解で良いでしょうか。また、その理解で良いのならば、わかりにくい部分なので、きちんと議事録に残した方が良くと思います。

《都市計画課長》

了解しました。

《会長》

他に何かございますか。

《都市計画課長》

本日欠席の東村山市旅館業代表の野村委員より事前にご意見を頂戴しておりますので、担当より説明いたします。

《都市計画課開発指導係担当》

スクリーンをご覧ください。こちらが野村委員より頂戴したご意見です。この場で代読させていただきます。

1. 運営会社及び設計会社の調査

運営会社の目的・資本金・役員構成・定款の精査等一通り確認。設計者のこれまでの完成作品の確認。

例えばラブホテルを設計した、またはホテル設計をした等その人の得意分野は何なのかを知っていたほうが安心。その内容によって判断材料になるかも。

2. 建物の用途変更をしない旨の約束

特に民泊・1室での宿泊営業を申請しない事・風俗営業に使用しない事等、変更した場合は必ず市役所・保健所・並びに所轄の査察を受ける事

3. 消防署への届出

優マーク・適マーク・自衛消防隊の組織図確認

4. 近隣住民への告知

町内会へのお知らせや建築工事等で迷惑をかけそうなお宅への配慮が必要

5. 施設名が現在(仮称)久米川ホテルとなっていますが、当ホテルと紛らわしいので、絶対不可としたい。1字違いで大違いとなりますので注意が必要。(でもネットがあるので施設確認は可能ですが)

6. 現在宿泊施設が都内にかなり増えています、従業員の確保・リネン業者等は、サービス業の根幹です。非常に厳しい状況を理解しているか確認

このようなご意見をいただいております。これらは本審議会でご審議いただく内容、具体的には条例第4条の基準との整合性ということとは直接かかわってこない内容ではございますが、せっかくご意見をいただきましたので、市の対応について説明させていただきます。

1. 運営会社JAMマネジメント株式会社は、中国資本の不動産会社です。日本の大阪に本社を構え、大阪を中心にビジネスホテルやマンションの建築を行っております。日本サービスの「安価、安心、安全」の魅力を訪日観光客に伝えることを方針として

いるようです。なお、過去にラブホテルの建築は見受けられませんでした。

本案件の(仮称)久米川ホテルは、大阪から初めて東京に進出したもので、「都会の喧騒の中で人が感じる和の心地よさ、肌触り、色彩、空気、音色などを感じることができるホテル」となっており、清潔感のある寝具と障子越しに差し込む優しい光によってホッとさせる客室で「和の雰囲気を感じる心地よい空間」を演出するとのことです。

また設計者につきましては、運営会社JAMネジメント株式会社の顧問の設計士となっております。主に住宅やオフィスの設計を手掛けており、過去にラブホテルの建築に関わった経歴は認められませんでした。

2. 建築基準法の用途の変更を行なった際には、当市の条例第2条に基づき、「建築」に該当し、本審議会に付議しなくてはなりません。今後も、各関係所管と連携しながら、注視してまいります。
3. 消防の手続きにつきましては、消防署さんときちんと打ち合わせをするよう、申し伝えます。
4. 当市の指導要綱の記載なども用い、事前に周辺の方々にきちんと説明を行うよう指導してまいります。なお、指導要綱では、建築物の高さの2倍の水平距離の範囲に説明することとしております。本案件の予定高さは約14mですので、最低でも、その2倍の、周辺28mの範囲には最低でも説明を行うよう、指導してまいります。
5. このようなご意見があったことを伝えます。
6. 宿泊施設の増加に伴い、従業員やリネン業者が不足しているという現状についてです。今回の業者さんのHPを見ますと清潔感やアメニティの充実にも力を入れていることが見受けられますが、加えてこのようなご意見があったこともお伝えいたします。

《会長》

ただいま事務局より説明がありましたが、野村委員からのご意見につきましては本条例の趣旨には直接関係しないことから、この場でご審議いただき内容ではございませんが、貴重なご意見として、今後の課題ととらえてまいりたいと思います。

この他に、条例の趣旨に照らし合わせ、本建築に同意することに対し、ご意見やご質問はございますでしょうか。

《C 委員》

収容人員が30名を超えると防火管理者を置く必要があり、自衛消防訓練や、火災報知器・誘導灯・消火器等の消防設備の設置・点検の報告が義務付けられます。設計の段階、事前の相談の段階から消防署と連携していく必要があると考えます。

《都市計画課長》

ありがとうございます。ご指摘につきましては事業主にお伝えしてまいります。

なお、事業主よりいただいている資料によりますと、収容人員は27名となっております。

《D 委員》

工事の期間はどのくらいでしょうか。

《都市計画課長》

正確なところは不明ですが、口頭では事業主より来年度いっぱいと聞いています。

《会長》

いくつかご意見をいただきましたが、本条例の趣旨を考え、案のとおり同意することが妥当と考えますので、そのように答申いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

《E委員》

各種集会所については、30㎡に満たないものの、内容を勘案し条例第4条のただし書きを適応するというふうですね。意義はございません。

《会長》

答申の案を準備しますので、休憩します。委員の皆様はそのままお待ちください。

《都市計画課長》

それでは答申をお願いいたします。

《会長》

再開いたします。「(仮称)久米川ホテルの建築についての同意」の答申案について賛成の方の挙手を求めます。

《F委員》

「本案の通り」とは何のことでしょうか。

《都市計画課長》

諮問書の諮問内容のことでございます。

《会長》

「(仮称)久米川ホテルの建築についての同意」の答申案について賛成の方の挙手を求めます。

— 委員による挙手 —

《会長》

挙手多数と認め、審議会として答申をいたします。

それでは、東村山市ホテル等建築適正化審議会として、当案件について答申いたします。

— 答申文を読み上げ、市長に手渡す。 —

3. その他

《会長》

次第「3. その他」に進みます。事務局より、簡潔に説明をお願いします。

《都市計画課長》

それでは、報告事項としまして、事務局よりご説明をさせていただきます。

《都市計画課長補佐》

それでは、その他事項として、旅館業法の一部改正に伴う、東村山市ホテル等建築の適正化に関する条例等の改正に向けた市民意見(パブリックコメント)の募集についてご説明申し上げます。

本年6月、国の「旅館業法の一部を改正する法律」が施行となり、旅館業法施行令等、関係政令について整備されました。

これまでは、旅館営業とホテル営業とに分かれておりましたが、今回の改正で「旅館・ホテル営業」にまとめられ、施設の構造設備に関する基準について、規制の緩い方で統一されました。

また、これに伴いまして、東京都の「旅館業法施行条例」につきましても改正されたところでございます。

主な改正内容としましては、国の法律では、1つ目として、最低客室数の廃止、2つ目として、1客室の最低床面積の緩和、3つ目として、玄関帳場等の基準の緩和、4つ目として、便所の設備基準の緩和、5つ目として、フロントの受付台についての数値規制の撤廃。また都の施行条例では、食堂・レストランの設置義務撤廃となっております、大幅な規制緩和がございました。

当市におきましては、現在、国や都の動向を踏まえ、「東村山市ホテル等建築の適正化に関する条例」について一部改正の検討を進めており、市民の皆さまのご意見を頂戴するため、パブリックコメントの実施を予定しております。

委員の皆様には、引き続きご意見、ご指導を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

報告事項は以上でございます。

《会長》

ありがとうございました。何かご質問等ございますか。

《G委員》

それは私たちの任期中に何か諮問があるということでしょうか。

《都市計画課長補佐》

条例の改正につきましては、諮問という形ではなく、報告という形でお知らせする予定です。

《会長》

以上でよろしいでしょうか。

では、今後の審議会開催予定について、事務局より説明をお願いいたします。

《都市計画課長》

平成30年度中の当審議会の予定ですが、現在のところ付議すべき案件はございません。

開催する場合は、詳細が決まり次第ご連絡いたしますので、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

《会長》

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成30年度第1回東村山市ホテル等建築適正化審議会を閉会いたします。ありがとうございました。